

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(1)	地域での支え合いの推進

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 見守り活動の充実	【地域ケア推進会議】 民生児童委員、ふれあい委員、サロン団体、医療機関、院外薬局などの関係者により地域包括ケアシステムへの取り組み連携を図ることができた。これにより、地域住民や地域団体からは、制度に繋がって関わりを継続していくことの大切さに気づいていただくことができた。専門職からは、地域との繋がりがコミュニティの大切さを改めて実感いただく機会となった。 【あんしん見守りシステム事業】 独り暮らし高齢者や高齢者世帯の利用が増加している。システム設置費用は不要で、利用料も低額だが、緊急時に対応できる協力員3人を選定する必要がある、協力員選定が難しい状況が見られる。 【民生委員・児童委員協議会運営事業】 少子高齢化、人口減少に伴う地域コミュニティ力の弱体化が進むのに従い、民生児童委員の見守り対象者が増加している。民生児童委員が相談支援活動を円滑に遂行し、地域福祉の増進に寄与するために、各委員の資質向上できるよう、組織されている各町の民生児童委員協議会に対し助成を行い、活動を支援した。また、有事に備え、要配慮者支援台帳登録への相談支援、地域行事やサロンへの参加、警察署(交番や駐在所)との交流などを積極的に行うことができた。 【見守り活動】 訪問・声掛けのきっかけとして「あんしん・あんぜん情報」の活用や月1回のふれあい給食の配達などにより、各地域での見守りを継続的に実施している。自ら声をあげにくい人にとって「言いやすい」システムがつくれるよう、相談窓口の広報に努めるとともに、ふれあい委員への研修などを行っていく。 【高齢者見守り活動に関する協定】 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指し、企業、事業所、郵便局などと積極的に連携して見守り活動を行うことができるよう、「高齢者見守り活動に関する協定」を締結しているが、協力業者が拡大していくための取り組みを模索していく必要がある。	3
② 居場所・交流づくりの推進	【地域活動支援センター機能強化事業】 高齢者、障がい者、子育ての各分野の居場所づくりに継続的に取り組んだとともに、地域生活支援事業の地域活動支援センターにおける活動を通じて障がいのある方がいつでも通える場所をつくり、創作活動や社会交流活動等の機会を通して、生活支援を提供し、社会参加の促進に向けた援助を行った。 【高齢者福祉施設管理運営事業】 各町ごとにある施設の管理運営を行うことで、高齢者のサークル活動やサロン活動の活性化といった交流活動拠点としての役割を担った。 【子ども・子育て関連相談機能強化事業】 特にこども家庭センターを設置し、妊娠期から学童期にわたり切れ目のない支援を行った。一体的な相談支援体制の強みを活かした取り組みを実施していく。 【たん・けん・たい企画】 地域の様々な社会資源を再発見する機会を提供するとともに、職業や働き方についての理解を深める取り組みを行った。少人数制で気軽に参加できる社会参加や体験機会としての役割を果たしていく。 【居場所・交流づくり】 通いの場活動支援として、ふれあい・いきいきサロンに新規登録が6サロンあった。男性が参加しやすい取り組みを工夫して行うことで、性別を問わずに交流できる居場所づくりが進んでいる。	3
③ 支え合いサービスの推進	【パートナーシップ推進事業】 市民団体やNPO、行政区等が取り組む活動に対し、活動資金の支援、地域の課題を解決するために継続的に実施される活動に対して南丹市まちづくり活動交付金を交付し、支援した。 【支え合いサービスの推進】 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの取り組みでは、園部町内公営住宅地内での生協移動販売が実現し、買い物に困っている地域に対して支援した。今後も地域や企業が連携して生活支援体制が構築できる地域を目指し、ニーズの把握や社会資源の把握、マッチングを丁寧を実施していく。	3

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(1)	地域での支え合いの推進

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
④ 地域 にお ける 移動 支援 活動	【高齢者運転免許証自主返納支援事業】 高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整えるため、自主返納時に満70歳以上の市民を対象に、路線バス・タクシー共通利用券を交付した。運転免許証を返納しても安心して地域で暮らせるよう、車以外での公共交通手段による移動支援を行った。 【移動支援事業】 外出時の移動に支援を要する障がいのある人に対して、ガイドヘルパーを派遣することにより、社会参加など生活上不可欠な外出や余暇活動などの外出支援を行った。また、外出困難な障がいのある人に対して福祉タクシー等の利用券を交付し、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図った。 【外出支援サービス】 市営バスなどの公共交通機関を利用して外出することが困難な高齢者や心身に障がいがある方に対しては、送迎用車両を使用し、医療機関及び院外薬局への送迎を行った。 【地域における移動支援活動】 地域住民主体の移動支援活動に対して228回社協の公用車を貸し出して支援した。市内の社会福祉法人による地域貢献による移動支援も積極的に行われている。また、ボランティアのマッチングなど地域活動に繋げる取り組みを行った。今後も安心して活動を継続するための取り組みを、活動者とともに検討していく。	3
⑤ 地域 防災 力の 強化	【福祉避難所の充実】 令和6年度からは協定締結している施設が1箇所増加した。今後も協定締結11法人16施設との連携を強化しながら福祉避難所協定締結施設を拡充していく。また、新型コロナウイルス感染症の教訓を活かし、万が一の感染症予防にて避難者を受け入れできない福祉施設(福祉避難所)があった場合に備え、庁内関係部署で協議し、各町に1か所、福祉的配慮が必要な方を受け入れる収容避難所として、福祉避難コーナーを準備した。 【災害時要配慮者支援台帳整備事業】 令和7年1月に新規登録勧奨を実施し、新たに34名の新規登録者があった。引き続き、災害時に自力で非難することに不安がある住民が、地域の中で避難支援を迅速に受けられるよう、登録内容の更新もあわせて制度周知及び登録案内を続けていく。 【防災教育の充実】 各学校が作成した防災計画をもとに、引き続き、災害が起こった場合の具体的な行動や対応について、発達段階に応じた防災・安全教育を推進することができた。 【地域防災力の強化】 能登半島の震災に対する災害ボランティアセンター運営支援のため、社協職員3名を派遣した。できることは備え、被害を最小限に抑え、復興のために協力し合える地域づくりのため、災害ボランティアセンターの設置・運営ができる体制づくりを進めていく。	4
⑥ 地域 防犯 体制 の 充実	【消費生活啓発事業】 高齢者などを狙った特殊詐欺や不審電話・メール、架空請求などの被害が増加していることから、年齢や時期に応じた出前講座を実施し、多くの方へ情報提供を行うため、各戸配布のお知らせに啓発記事を掲載した。 【公衆防犯灯設置事業】 市内全域における安心・安全なまちづくりに向け、公衆防犯灯を計画的に設置し、区での維持管理(LEDへの更新)に対する補助を行うことで、夜間の交通事故未然防止、通行の安全確保、犯罪及び非行の防止を図る。公衆防犯灯の新規設置区は24区59基(令和5年度20区59基)となった。 【地域防犯体制の充実】 地域に対して南丹警察・駐在の出前講座の実施や、企業を対象とした防犯学習を実施することで、繋がりや抑止力として犯罪が起こらない地域への取り組みを進めた。	4

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(2)	支え合いの体制づくり

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 住民主体の組織づくり	【安心生活基盤整備事業】 地域の中での繋がりが弱まるなか、地域における安定した生活を維持していくため、地域での支え合いや助け合いにより課題に対応していく新たな枠組みでの地域福祉を推進する体制づくりを支援した。 美山町では、元気にすごせるまち宮島協議会(美山町宮島地区)、住み続けられる町づくり推進会議(美山町鶴ヶ岡地区)の活動を支援した。特に鶴ヶ岡地区では「鶴ヶ岡地域福祉活動計画」に基づく活動を実施した。 日吉町では、住みよいむらづくり協議会(日吉町佐々江・四ツ谷地区)の活動を支援し、地区福祉活動計画「わたしたちの未来図」(第3期計画)に基づく活動を実施した。 今後もモデル地区の活動充実を目指した支援を継続していく。また、参加型イベントの実施を通して地域の交流や繋がりを深め、支え合い・助け合いの仕組みづくりを推進していく。	3
② 活動の拠点づくり	【活動の拠点づくり】 柔軟な発想で、いろんな施設を拠点にすることができる地域を目指し、劣悪な住宅環境のもと、体調不良になった方の一時避難所として、社協遊休施設を活用した。 八木町では「ふくしの窓口」をコミュニティバンク・京信で開催した。 日吉町では「とりあえず相談会」を地域拠点にて実施した。また、遊youひよしの耐震工事で使用できないことから、遊youひよしを活動拠点としていた団体に対し、他の施設を活動拠点とできるように調整した。 その他、地域活動拠点の新たな発掘のため、社協日吉事務所だよりにて情報提供の呼びかけを行った。 これまで活動拠点として機能していた地域活性化センターが、施設を市に返還することから拠点が無くなるため、今後の活動を検討していかなければならない。	2
③ 体支えづくり推進の	【生活支援体制整備事業(介護保険事業)】 生活支援コーディネーターを配置して地域の課題やニーズ調査や地域資源の調査を実施した。誰もが安心して暮らせるための、地域の繋がりの再構築、支え合い・助け合いで地域の課題を解決する協議の場として、南丹たすけあい会議(第1層協議体)や各町たすけあい会議(第2層協議体)を複数回実施した。 【支え合い推進の体制づくり】 地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターがそれぞれの視点から一体的に事業を行い、テーマ型の第2層協議体、公募型の第2層協議会などの協議の場を作ることができた。 【チームオレンジ】 身近なところで認知症当事者を支える土台づくりとして、八木町に2つ、日吉町に1つ、チームオレンジの活動団体を立ち上げ、活動を実施した。	2
④ ティ地域福祉活動への参加促進	【地域福祉活動・ボランティア活動への参加促進】 地域課題が重度化・複合化するなかで、ボランティア活動の取り組み支援が重要となっている。 南丹市ボランティアガイドブック「ぼらん」を発行し、全戸配布した。「ぼらんぷらりー」(ボランティア体験×スタンプラリー)の取り組みに、これまでに5名の参加があり、内3名がボランティアバンクへの登録に結びついた。 南丹市のボランティアの取り組みが京都府社協から注目され、他市から視察が入った。また、ボランティア連絡協議会の研修機会としてボランティア活動見本市(京都スカイセンター)に参加した。 若い方のボランティア登録者数を増やすため、継続的なぼらんぷらりーの実施などを検討していく。	4

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(2)	支え合いの体制づくり

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
⑤ 事業所等における推進	【事業所等における地域貢献事業の推進】 みんなで一歩プロジェクトについては、令和5年度から10事業所増えた49事業所(団体含む)から景品協力があつた。 園部地域活動支援センターで開催したセミナーでは、利用者の声を聞くことで障害についての理解や相談員との顔の見える関係づくりができた。民生委員6名の参加もあつた。 移動支援として、市内の複数の社会福祉法人において、サロンや通いの場への送迎支援に協力いただけた。 福祉教育協力として、こむぎ山デイサービスセンターやほほえみ八木で交流や施設見学を実施した。 地域貢献ニーズ、企業や社会福祉法人の強みを把握したマッチングにより、事業所と協力して推進できるように活動していく。	3

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(案)

基本目標1	住民が主体的に取り組む地域づくり
基本方針(3)	活動を支える基盤づくり

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 福祉 生涯 への 通学 した びた	【心のバリアフリー推進事業(福祉教育)】 集合型での「育ち合う子らの集い」を実施した。障がいのある子どもとの交流及び共同学習を継続的、効果的に実施するため、丹波支援学校が立地している八木町での実践研究の成果を「南丹市モデル」として市内全般への浸透を図った。 【生涯を通じた福祉への学び】 南丹市子ども家庭課と協働してプログラムを考え、明治国際医療大学看護学科に対し授業を実施した。また、校長会に出席して社協の福祉教育の活用広報を行った。地域住民にも福祉教育に参加してもらい、相互理解に繋がった。 【なんたんオレンジガーデニングプロジェクト】 無関心層や若い世代に認知症について理解を深める機会づくりとして、小学生から高校生までオレンジ色の花の寄せ植え体験や認知症クイズなどを実施した。	4
② 人権 意識 の醸 成	【人権教育】 各学校で作成した人権教育推進計画に基づき、様々な人権課題に対する理解を深めるための教職員研修などを実施し、人権問題に対する正しい知識の定着を図った。また、学校現場での人権侵害の最たる例であるいじめに関して、未然防止に努めた。 【人権教育事業】 令和6年度は市民対象の人権教育講座を3回開講した。また、人権強化月間(8月)と人権週間(12月4日～10日)には市内主要駅とスーパーマーケットにおいて街頭啓発を実施することで人権意識の醸成に努めた。 【人権を尊重する意識の醸成】 人権啓発推進委員との連携による人権研修会の開催や、認知症啓発写真展の開催による啓発に努めた。引き続き、地域の人権研修会の支援や出前講座講師等を行っていく。	3
③ のユ ニバ ーサ ルデ ザイ ン	【コミュニケーション支援事業】 手話通訳や要約筆記者の派遣に取り組んだ。また、手話教室や要約筆記教室を開講し、市内にも参加を呼びかけて意思疎通支援の充実に努めた。 【ユニバーサルデザインのまちづくり推進】 障がいのある方だけでなく、外国ルーツのある方など、様々な状況によって様々な困り感を抱えている方への意識や配慮に取り組めるよう、福祉教室においてユニバーサルデザインの授業を取り入れた。また、障害者差別解消法の合理的配慮義務を果たすため、南丹市ボランティア交流会では要約筆記者の派遣を依頼し、配慮に努めた。	4
④ 情 報 発 信 の 充 実	【南丹市ホームページでの情報発信】 様々なコミュニケーション手段を必要とする方がおられることを踏まえ、市ホームページにおいてデータ放送での文字と音声による情報発信、リードスピーカーEnterpriseによる該当するホームページ(本文)の読み上げ、グーグル自動翻訳機能を活用した多言語表示、ウェブアクセシビリティ(誰でもアクセスできる)向上などの取り組みを行った。今後はスクリーンリーダーを活用して、視覚障がい者がより読みやすい手法も検討している。 【情報発信の充実】 社協においては、作成するチラシを「やさしい日本語」や英語バージョンで作成するなどの工夫を行った。また、広報製作元と音訳ボランティアの懇談会のコーディネートをすることで、情報発信の取り組みが円滑に進むための場を設定した。今後は、ふくしまTVに関わる社会資源や人材を増やすとともに、ホームページのリニューアルやアクセシビリティの向上を検討していく。	4
⑤ 財地 源域 確福 保社 活 動 の	【パートナーシップ推進事業】 市民が主役の魅力ある地域社会を実現するため、市民等で組織されている団体から提案があった公益的な活動に対し「南丹市まちづくり活動交付金制度」により支援した。市民団体に7件、学生提案に1件、大学提案に2件の支援を行った。 【地域福祉活動の財源確保】 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金により各種活動団体に助成した。主なものとしては、じぶんの町を良くする活動助成、ボランティア団体活動助成・特別助成、当事者団体活動助成等。 社協会費のパンフレットを更新するとともに、各区長宅を訪問し、社協の事業・活動や社協会費への理解・協力を呼びかけた。 自己資金で地域福祉活動に取り組んでいる団体などを掘り起こし、各種助成金の情報提供などにより地域福祉活動の推進に努めていく。	3

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(案)

基本目標2	総合的な相談・支援体制づくり
基本方針(4)	相談支援体制の推進

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 相談機能の充実	【女性相談(フェミスト・カウンセリング)事業】 女性相談事業を毎月2回、専門のカウンセラーにより実施し、延べ24件の相談に対応した。 【生活保護費支給事業】 生活保護受給世帯数は、令和6年度末時点において311世帯となっている。対するケースワーカーは4名配置であり、社会福祉法に定めるケースワーカー1名あたりの世帯数80世帯を満たすなかで自立の助長に向けた支援を行った。 【生活困窮者自立支援事業】 令和6年度は47件の新規相談受付があった。物価高騰などの社会情勢を受けて生活に困窮する世帯だけでなく、社会的孤立に対する相談にも対応した。今後もきめ細やかな支援を継続していく。 【基幹相談支援センター等機能強化事業】 令和6年度の新規相談は50件だった。支援に繋がっていない障がいのある方が関係機関の支援に繋がるように連携に努めるとともに、社会資源のネットワーク構築にも取り組んでいる。 【食料・生活必需品配布を通じての相談援助】 困窮状態にある世帯が「早期に」「気軽に」相談できる環境づくりに取り組んだ。生活相談会を各町計6回実施し、30世帯からの相談に繋がった。また、その際の相談内容に応じて食糧・生活必需品の組み合わせ物資(つむぎパック)を配布して支援した。	4
② 支援のネットワーク	【相談機能の充実】 行政を含む各関係機関における支援者支援の必要性が高まっていることから「きぼうのつながり研究会」(自主勉強会)において顔の見える関係性の構築を目指した。また、アウトリーチによる相談会として、各町において相談会を開催した。不安なこと、心配なこと、困ったことがあったときに、気づいてくれる地域、繋げてくれる地域、一緒に考えてくれる地域のネットワークの充実を推進していく。 【多頭飼育課題を考えるワーキングチーム会議】 動物飼育に関連する課題については、多くの場合、当事者は具体的な解決方法を持たず、支援関係者は業務範囲を超えた対応に迫られている状況にある。多頭飼育課題を考えるワーキングチーム会議では、動物保護団体との情報交換や保護猫譲渡会等の開催後方支援などを行うことで、「動物飼育課題の解決」という切り口から地域支援関係を構築・拡大することを目的としている。今後も適正飼育方法や解決方法、相談窓口を啓発していく。	3

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 総合評価(施策評価)(案)

基本目標2	総合的な相談・支援体制づくり
基本方針(5)	権利擁護機能の強化

施策	1年間の総合評価(事務局)	総合判定 (1年間)
① 権利 擁護 機能 の 強 化	【高齢者虐待防止事業】 高齢者虐待防止ネットワーク会議を年1回(9月)開催した。高齢者虐待の通報にかかるコア会議(7ケース)の開催、警察署、介護保険事業所などの関係機関との連携の仕組みづくりを行い、高齢者と養護者に対する支援を行った。通報件数は年間10件程度、通報票の受付は3件あった。 【基幹相談支援センター等機能強化事業】 障害者虐待の通報件数は、施設等での事故についても虐待の可能性を確認するために通報件数に含めていることから、令和6年度は10件あった。内訳は事故報告7件、虐待通報3件だった。通報によりコア会議を開催し、必要に応じて支援者間で支援調整を実施した。 【子ども・子育て関連相談機能強化事業】 児童虐待等の通報件数は、126件あった。内訳は、要保護児童80件、要支援児童40件、特定妊婦6件だった。月1回の要保護児童対策地域協議会実務者会議において、事象や対応を検討している。	3
(成② 年成 後年 見後 制見 度制 利用 の 促 利 進 用 基 促 本 進 計 画)	【成年後見制度普及啓発事業】 成年後見制度に関する広報・啓発や相談・利用支援、後見人支援を行い、関係機関との連携の仕組みを整えるため、南丹市社会福祉協議会とともに権利擁護の仕組みの構築を目指す。「広報南丹」、「CA TV文字放送」等を活用し、専門相談や市民後見人についての周知・啓発を行った。 令和6年度新たな取り組みとして、相談支援業務従事者や地域金融機関、民生児童委員、行政機関など関係者を一堂に集め、地域課題を検討するセンター協議会を開催した。金融機関の権利擁護に関する取り組みについて知る機会にもなり、今後も医療従事者などにも声掛けを行い、権利擁護の推進に取り組んでいく。 【市民後見人材育成事業】 成年後見制度の利用者が増えることが予測されることから、市民後見人の受任が実現できるように支援体制を整えるために、権利擁護・成年後見センター運営委員会で専門家から助言を受けながら支援体制について協議した。市民後見人養成講座修了者に対し、フォローアップ研修を実施し、市民後見人を支援した。	4

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 評価基準

点数	達成度	評価基準
5	100%	完了（目標達成）
4	75%	順調に進んでいる
3	50%	概ね順調だが、不十分な点もある
2	25%	不十分な点が多い
1	0%	改善が必要

※点数は0.5点刻みでも可。

例：完全に順調とも言えないが、不十分な点は改善しつつあるとして、達成度を65%と評価し、点数を3.5点とする。